



一、相关新法令、新政策

● 关于外资研发中心采购设备免/退税资格审核办法的通知

【发布单位】商务部、财政部、海关总署、国家税务总局

【发布文号】商资发〔2010〕93号

【发布日期】2010-03-22

【实施日期】2010-03-22

【提示】该通知就办理外资研发中心“进口科技开发用品免征进口税收”和“采购国产设备全额退还增值税”的有关事项（包括有关条件的说明、资格条件的审核、需报送的材料、以及相关工作的管理等）进行了规定。符合条件的外资研发中心以公告形式发布后，列入公告名单的外资研发中心，可按有关规定办理免/退税手续：

- 向所在地直属海关申请办理有关科技开发用品的进口免税手续，向国税部门申请办理采购国产设备退税手续；
- 对于在 2009 年 07 月 01 日至 2010 年 03 月 22 日期间已采购的符合条件的设备，可就已征税部分向所在地直属海关或国税部门申请办理退税手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201003/20100306840968.html>

● 关于修改《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 572 号

【发布日期】2010-03-24

【实施日期】2010-04-01

【提示】此次修订内容，主要包括：

涉及事项	条款编号	具体修订内容
关于及时变更、注销知识产权备案的规定	第十一条	增加未及时变更、注销知识产权备案的法律后果： 未在知识产权备案情况改变之日起 30 个工作日内，向海关总署办理备案变更或者注销手续，给他人合法进出口或者海关依法履行监管职责造成严重影响的，海关总署可以根据有关利害关系人的申请或者主动撤销有关备案。

一、関連する新法令、新政策

● 外資 R&D センターによる設備仕入免税/税金還付資格審査弁法についての通知

【発布機関】商務部、財政部、税関総署、国家税務総局

【発布番号】商資発〔2010〕93号

【発布日】2010-03-22

【施行日】2010-03-22

【コメント】本通知は、外資 R&D センターで「科学技術開発用品輸入の際に輸入課税の免除」及び「国産設備仕入の際に増値税の全額還付」の取り扱いに係る事項（関連条件に関する説明、資格条件の審査、提出する必要がある材料、関連作業に対する管理等）について、規定を行った。条件に適合する外資研究開発センターは公告により公表された後、公告リストに列記された場合、関連規定に基づいて免税/税金還付手続きを取り扱うことができる。

- 所在地の直属税関に科学技術開発用品に関する輸入免税手続きの取扱を申請し、国税部門に国産設備仕入に係る税金還付手続きの取扱を申請する。
- 2009 年 7 月 1 日から 2010 年 3 月 22 日までの期間内に既に仕入れた条件に適合する設備については、課税済みの部分につき所在地の直属税関又は国税部門に税金還付手続きの取扱を申請することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201003/20100306840968.html>

● 「中華人民共和國知的財産権税関保護条例」を改正することについての決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 572 号

【発布日】2010-03-24

【施行日】2010-04-01

【コメント】今回の改定内容は、主に下記の通りである。

係る事項	条項番号	具体的な改定内容
知的財産権届出を適時に変更、抹消することについての規定	第十一条	知的財産権届出を適時に変更、抹消していない場合の法律上の影響を追加した。 知的財産権届出状況が変更した日から 30 業務日以内に届出変更又は抹消手続きを税関総署に申請せず、他人の合法的な輸出入又は税関が法により監督管理職責を履行することに対し著しい悪影響を与えた場合、税関総署は関連利害関

关于申请责令停止侵权和财产保全的规定	第二十三条第一款	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律依据中增加“或者其他有关法律的规定”。</li> <li>向法院申请采取责令停止侵权和财产保全措施的时间，删除“起诉前”。</li> </ul>
关于权利人撤回保护申请的规定	第二十四条	增加一项海关应当放行被扣留的侵权嫌疑货物情形：在海关认定被扣留的侵权嫌疑货物为侵权货物之前，知识产权权利人撤回扣留侵权嫌疑货物的申请的。
关于拍卖侵权货物的规定	第二十七条第三款	增加： 对进口假冒商标货物，除特殊情况外，不能仅清除货物上的商标标识即允许其进入商业渠道。
关于进出口侵权货物、物品的法律责任的规定	第二十八条改为第三十一条	修改为： 个人携带或者邮寄进出境的物品，超出自用、合理数量，并侵犯本条例第二条规定的知识产权的，按照侵权货物处理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/flfg/2010-03/27/content\\_1567282.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-03/27/content_1567282.htm)

		係者の申請に基づき、又は自主的に関連届出を抹消することができる。
権利侵害の停止命令及び財産保全を申請することについての規定	第二十三条第一項	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的根拠には、「又はその他の関連法律の規定」を追加した。</li> <li>裁判所に権利侵害の停止命令及び財産保全措置を講じるよう申請を行う時間について、「提訴前」を削除した。</li> </ul>
権利者は保護申請を上げることについての規定	第二十四条	税関が差し押さえられた権利侵害疑義貨物を通過させなければならない条項を追加した。 税関は、差し押さえられた権利侵害疑義貨物を権利侵害貨物と認定する前に、知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物を差し押さえる旨の申請を取下げの場合。
権利侵害貨物を競売することについての規定	第二十七条第三項	下記の内容を追加した。 商標を詐称した輸入貨物について、特殊な場合を除き、貨物における商標表示のみを取り除いた後で、商業ルートに進入させてはならない。
権利侵害貨物、物品の輸出入の法律責任についての規定	第二十八条を第三十一条に改めた	下記の通り改めた。 個人携帯又は郵便によって輸出入される物品が、個人使用の範囲や合理的な数量を超えており、且つ本条例第二条に定める知的財産権を侵害する場合、権利侵害貨物として取り扱うものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/flfg/2010-03/27/content\\_1567282.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-03/27/content_1567282.htm)

● **放射性物品分类和名录（试行）**

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环境保护部公告 2010 年第 31 号

【发布日期】2010-03-04

【实施日期】2010-03-18

【提 示】根据《放射性物品运输安全管理条例》规定和放射性物品在运输过程中的潜在危害程度，环境保护部会同其他有关部门制定该目录。  
该目录根据放射性物品的特性及其对人体健康和环境的潜在危害程度，将放射性物品分为一类（重大辐射影响）、二类（一般辐射影响）和三类（较小辐射影响）。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

放射性物品分类和名录（试行）

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201003/t20100324\\_187258.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201003/t20100324_187258.htm)

放射性物品运输安全管理条例

[http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content\\_1423508.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content_1423508.htm)

● **放射性物品分類及び目録（試行）**

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環境保護部公告 2010 年第 31 号

【発布日】2010-03-04

【施行日】2010-03-18

【コメント】「放射性物品輸送安全管理条例」の規定及び放射性物品を輸送する過程における潜在的危険性の程度に基づいて、環境保護部はその他部門とともに本目録を制定した。  
本目録は、放射性物品の特性並びに人体の健康及び環境に対する潜在的危険性の程度により、放射性物品を第一類（重度の放射線の影響）、第二類（一般的な放射線の影響）及び第三類（軽度の放射線の影響）に分けている。

【関連法令全文】下記の URL をクリックしてください。

放射性物品分類及び目録（試行）

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201003/t20100324\\_187258.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201003/t20100324_187258.htm)

「放射性物品輸送安全管理条例

[http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content\\_1423508.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content_1423508.htm)

- 关于下放中外合作经营企业外国投资者提前收回投资审批及后续管理问题的通知（上海）

【发布单位】上海市财政局

【发布文号】沪财企〔2010〕13号

【发布日期】2010-03-16

【提示】根据该通知，在上海地区，原由上海市财政局负责审批的“中外合作经营企业外国投资者提前收回投资”审批事项，现下放到各区县财政局审批。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/gyjtl/qt/useroobject7ai36453.html>

- 上海市振兴工业软件专项行动方案（2010—2012年）（上海）

【发布单位】上海市经济和信息化委员会

【发布文号】沪经信软〔2010〕117号

【发布日期】2010-03-19

【提示】为贯彻落实国家重点产业调整振兴规划，促进工业软件发展，优化软件产业结构，提升上海在重点领域的产业优势地位，制定该方案。根据该方案：

- 工业软件专项行动的重点领域包括：智能电网、民用航空、重大装备、生物医药、电子信息制造、汽车产业、船舶产业、海洋工程、石化产业、钢铁产业。
- 得到重点支持的工业软件项目，将获得资金、人才、税收优惠等方面的支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21639.html>

- 关于上海世博会期间船载危险货物运输和船舶防污染相关作业管控措施的通知（上海）

【发布单位】上海海事局

【发布文号】沪海危防〔2010〕121号

【发布日期】2010-03-09

【提示】根据该通知，上海海事局决定于2010年04月01日至11月30日期间，对上海港船载危险货物运输及船舶防污染相关作业实施相关管控措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shmsa.gov.cn/UserFiles/File/20100311105131.pdf>

- 中外合作经营企业外国投资者による投資繰り上げ回収に対する審査許可移譲及び後続管理事項についての通知（上海）

【発布機関】上海市财政局

【発布番号】滬財企〔2010〕13号

【発布日】2010-03-16

【コメント】本通知によると、以前上海市财政局が審査許可を司る「中外合作经营企业外国投资者による投資繰り上げ回収」に対する審査許可事項は、現在各区県財政局に移譲して審査許可を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/gyjtl/qt/useroobject7ai36453.html>

- 上海市工業ソフトウェア振興特別行動方案（2010—2012年）（上海）

【発布機関】上海市経済・情報化委員会

【発布番号】滬经信軟〔2010〕117号

【発布日】2010-03-19

【コメント】国家重点産業調整振興企画を貫徹し、実行し、工業ソフトウェアの発展を促進し、ソフトウェア産業構成を改善し、上海市が重点分野における産業優位性を高めるために、本方案を制定した。本方案によると、下記の通りである。

- 工業ソフトウェア特別行動の重点分野には、知能化送電網、民用航空、重大設備、生物医薬、電子情報製造、自動車産業、船舶産業、海洋工程、石油化工産業、鋼鉄産業が含まれている。
- 重点支援を受ける工業ソフトウェアプロジェクトは、資金、人材、租税優遇等の面における支持を取得できる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21639.html>

- 上海国際博覧会開催期間中における船舶による危険貨物の運送及び船舶汚染防止関連作業管理制御措置についての通知（上海）

【発布機関】上海海事局

【発布番号】滬海危防〔2010〕121号

【発布日】2010-03-09

【コメント】本通知によると、上海海事局は、2010年4月1日から11月30日までの期間、上海港の船舶による危険貨物の運送及び船舶汚染防止関連作業について管理・制御措置を講じることを決定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shmsa.gov.cn/news/2010031114314298752.html>

- [关于 2010 年北京市外商投资企业联合年检工作的通知（北京）](#)

【发布单位】北京市商务局等五部门  
【发布文号】京商资发字〔2010〕1号  
【发布日期】2010-03-16  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1107596.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- [外资并购“国家安全审查机制”方案已上报 2010 年内可能出台](#)

据悉，商务部联合国务院法制办公室、国家发展和改革委员会，已经将《国家安全审查机制方案》上报国务院，并可能于 2010 年内出台。

“国家安全审查机制”不同于商务部对外资并购的反垄断审查。反垄断审查主要集中在并购行为对竞争的影响层面，而“国家安全审查机制”主要关注并购行为对国家安全或者产业安全的影响。据透露，“国家安全审查机制”的执行标准将以行业 and 资金规模为双重参考因素。

（摘自经济观察网；2010 年 03 月 22 日发布）

- [企业兼并重组指导意见已上报](#)

据悉，工业和信息化部已将《关于加快推进企业兼并重组的指导意见》上报国务院。该指导意见主要内容是破除地方不合理政策、鼓励企业兼并重组。如果该指导意见获得通过，那么，下一步，有色、钢铁、通信、石化、船舶等单个产业的兼并重组指导意见也可能出炉。

（摘自第一财经网；2010 年 03 月 23 日发布）

- [2010 年北京市外商投资企业联合年度检查作业についての通知（北京）](#)

【発布機関】北京市商務局等 5 部門  
【発布番号】京商資発字〔2010〕1 号  
【発布日】2010-03-16  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1107596.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新情報

- [外資統合「国家安全審査メカニズム」方案は既に上級機関に報告し、2010 年以内に公布される可能性がある。](#)

情報筋によると、商务部は既に国务院法制办公室、国家発展・改革委員会と共同で「国家安全審査メカニズム方案」を国务院に報告し、2010 年以内に当該方案が公布されるもようである。

「国家安全審査メカニズム」は、商务部による外資統合に対する独占禁止審査と異なる。独占禁止審査は主に統合が競争に与える影響の次元から行うが、一方の「国家安全審査メカニズム」は、主に統合行為が国家安全又は産業安全に及ぼす影響に注目する。情報筋によると、「国家安全審査メカニズム」の執行基準は、業界及び資金規模を二重の参考要素とする。

（経済観察網が 2010 年 3 月 22 日付で発表）

- [企業合併・再編指導意見が既に上級機関に報告された](#)

情報筋によると、工業・情報化部は既に「企業合併・再編推進に関する指導意見」を国务院に報告した。本指導意見の主な内容は、地方の不合理な政策を廃止し、企業の合併・再編を奨励することである。本指導意見が採択される場合、次は、非鉄、鋼鉄、通信、石油化工、船舶等の単独の産業の合併・再編指導意見も公布されると思われる。

（2010 年 3 月 23 日付の第一财经網より抜粋）

● “2010 年上海市毕业生工资指导价”公布

上海市人力资源和社会保障局对 2009 年毕业并从事工作半年以内的毕业生工资水平进行了调查，并于日前发布了 230 个具体职位的毕业生工资指导价。需要提醒的是，该指导价仅供参考之用，不具备强制执行效力。

(摘自上海市人力资源和社会保障局官方网站；  
2010 年 03 月 10 日发布)

● 「2010 年上海市卒業生給与指導値」が公表された

上海市人的資源・社会保障局は、2009 年に卒業した、且つ就職してから半年以内の卒業生の給与レベルについて調査を行い、先頃、230 の具体的な職位の卒業生給与指導値を公表した。注意しなければならないのは、本指導値はあくまで参考用のものであり、強制執行の効力は持たない。

(2010 年 3 月 10 日付の上海市人的資源・社会保障局オフィシャルウェブサイトより抜粋)

● 简析《侵权责任法》框架下的“环境污染民事责任”（连载之一/共二篇）

《中华人民共和国侵权责任法》(以下简称“《侵权责任法》”)已于 2009 年 12 月 26 日颁布，将于 2010 年 07 月 01 日施行。该法在第八章中对“环境污染民事责任”进行了专章规定。至此，中国的现行法律已经形成了一个较为完整的环境污染民事责任体系。以下，本文将从民事责任的角度(篇幅关系，不涉及行政责任和刑事责任)，以《侵权责任法》的相关规定为框架，对“环境污染民事责任”的相关规定进行梳理和简要分析。

一、“环境污染民事责任”体系的梳理

按照时间先后顺序，律师对涉及“环境民事污染责任”的现行有效的中国法律梳理如下：

序号	法律依据以及相应条文	要点归纳
1	《民法通则》第 124 条 【1987 年 01 月 01 日施行】	在一般法的层面进行概括性规定： ▪ 归责原则：无过错责任（但是，以违法或违规为前提）
2	《环境保护法》第 41 条、第 42 条 【1989 年 12 月 26 日施行】	▪ 归责原则：无过错责任 ▪ 免责事由：不可抗拒的自然灾害，经及时采取合理措施，仍然不能避免 ▪ 诉讼时效：3 年
3	《海洋环境保护法》第 90 条、第 92 条 【2000 年 04 月 01 日施行】	▪ 归责原则：无过错责任 ▪ 免责事由： 1) 完全因第三人故意或过失导致，由第三人承担 2) 不可抗拒的自然灾害、战争和行政管理过失，经及时采取合理措施，仍然不能避免

● 「不法行為法」枠組みにおける「環境汚染の民事責任」を分析する（連載第 1 回目/連載 2 回）

「中華人民共和国侵權責任法」(以下「不法行為法」という)が 2009 年 12 月 26 日に公布され、2010 年 7 月 1 日から施行される。本法は第八章において「環境汚染の民事責任」について単独の章としての規定を行っている。ここまで、中国の現行の法律は 1 つの相対的に完全な環境汚染民事責任体系を形成してきた。以下、本文では民事責任という視点から(紙面に限りがあることから、行政責任と刑事責任は省略する)、「不法行為法」の関係規定を枠組とし、「環境汚染の民事責任」の関係規定を整理し、簡潔に分析する。

一、「環境汚染の民事責任」体系の整理

時間の前後関係に基づき、筆者は「環境汚染の民事責任」に関する現行の有効な中国法律を次の通り整理する。

番号	法的根拠及び係る条文	要点のまとめ
1	「民法通則」第 124 条 【1987 年 1 月 1 日施行】	一般法の次元から包括的な規定を行った。 ▪ 歸責原理：無過失責任（但し、違法又は規則違反が前提）
2	「環境保全法」第 41 条、第 42 条 【1989 年 12 月 26 日施行】	▪ 歸責原理：無過失責任 ▪ 免責事由：逆らうことのできない自然災害であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき ▪ 訴訟の時効：3 年
3	「海洋環境保護法」第 90 条、第 92 条 【2000 年 4 月 1 日施行】	▪ 歸責原理：無過失責任 ▪ 免責事由： 1) 完全に第三者の故意又は過失によってもたらされた場合、第三者が負う 2) 逆らうことのできない自然災害、戦争及び行政管理上の過失であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき

4	《大气污染防治法》第 62 条、第 63 条 【2000 年 09 月 01 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 归责原则: 无过错责任</li> <li>▪ 免责事由: 不可抗拒的自然灾害, 经及时采取合理措施, 仍然不能避免</li> </ul>
5	《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第 4 条第 3 款 【2002 年 04 月 01 日施行】	<p>在程序法的层面进行规定:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 举证责任: 举证责任倒置(由加害人就法律规定的免责事由及其行为与损害结果之间不存在因果关系承担举证责任; 下同)</li> </ul>
6	《固体废物污染环境防治法》第 84 条、第 85 条、第 86 条 【2005 年 04 月 01 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 归责原则: 无过错责任</li> <li>▪ 举证责任: 举证责任倒置</li> </ul>
7	《水污染防治法》第 85 条、第 86 条、第 87 条 【2008 年 06 月 01 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 归责原则: 无过错责任</li> <li>▪ 免责事由: 不可抗力, 受害人故意</li> <li>▪ 减责事由: 受害人重大过失</li> <li>▪ 第三人侵权: 排污方先行赔偿, 再向第三人追偿</li> <li>▪ 举证责任: 举证责任倒置</li> </ul>
8	《侵权责任法》第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条 【2010 年 07 月 01 日施行】	在一般法的层面进行概括性规定, 详见下文。

4	「大気汚染防止法」第 62 条、第 63 条 【2000 年 9 月 1 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 帰責原理: 無過失責任</li> <li>▪ 免責事由: 逆らうことのできない自然災害であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき</li> </ul>
5	「民事訴訟証拠に関する最高人民法院による若干の規定」第 4 条第 3 項 【2002 年 4 月 1 日施行】	<p>手続法の次元から規定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 立証責任: 立証責任の転換(加害者が、法律で定める免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて立証責任を負うこと。</li> </ul>
6	「固形廃棄物環境汚染防止法」第 84 条、第 85 条、第 86 条 【2005 年 4 月 1 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 帰責原理: 無過失責任</li> <li>▪ 立証責任: 立証責任の転換</li> </ul>
7	「水質汚濁防止法」第 85 条、第 86 条、第 87 条 【2008 年 6 月 1 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 帰責原理: 無過失責任</li> <li>▪ 免責事由: 不可抗力、被害者の故意</li> <li>▪ 減責事由: 被害者の重大な過失</li> <li>▪ 第三者の権利侵害: まずは汚染排出側が賠償し、その後で第三者に償還請求する</li> <li>▪ 立証責任: 立証責任の転換</li> </ul>
8	「不法行為法」第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条 【2010 年 7 月 1 日施行】	一般法の次元から包括的な規定を行っており、詳細は下文を参照。

需要指出的是, 上述法律规定在效力等级相同的情况下:

- 1) 《侵权责任法》较之其他法律是“新法”。按照“新法优于旧法”的基本法律原则, 理论上, 在《侵权责任法》和其他法律对同一事项有不同规定时, 应优先适用《侵权责任法》;
- 2) 同时, 《侵权责任法》较之前述法律中的 2、3、4、6、7 是“一般法”。按照“特别法优于一般法”的基本法律原则, 理论上, 在《侵权责任法》和其他法律对同一事项有不同规定时, 应优先适用其他法律。

由于篇幅限制, 我们暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 197) 中, 我们将进一步分析《侵权责任法》确立的“环境污染民事责任”制度, 敬请关注。

なお、上記の法律の規定は効力等級が同じであるという状況において、次の通りであることに注意しなければならない。

- 1) 「不法行為法」はその他の法律と比べた場合の「新法」に該当する。「新法は旧法よりも優先される」という基本的な法原則に基づき、理論上は、「不法行為法」とその他の法律とで同一事項について異なる規定があった場合、「不法行為法」が優先して適用されることになる。
- 2) また、「不法行為法」は前述の法律における 2、3、4、6、7 と比べた場合、「一般法」に該当する。「特別法は一般法よりも優先される」という基本的な法原則に基づき、理論上は、「不法行為法」とその他の法律とで同一事項について異なる規定があった場合、その他の法律が優先して適用されることになる。

紙面に限りがあることから、まず以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue 197) では、「不法行為法」により確立された「環境汚染の民事责任」制度について更に分析する。

备注:

请点击以下网址, 查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国侵权责任法》

[http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content\\_1497435.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm)

(里兆律师事务所 2010 年 03 月 26 日整理编写)

備考:

関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国侵權責任法」

[http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content\\_1497435.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm)

(里兆法律事務所が 2010 年 3 月 26 日付で作成)